- 1.件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(中低濃度タンク (G4 北、G5 エリア)等の撤去及びG3 北エリア基礎外周堰の新設)に係る 面談
- 2. 日時: 令和元年10月18日(金)10時30分~11時20分
- 3.場所:原子力規制庁 9階会議室
- 4.出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

山中係員、田上係員、髙木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5.要旨

● 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請(中低濃度 タンク(G4 北、G5 エリア)等の撤去及び G3 北エリア基礎外周堰の新設)に ついて、資料に基づき説明があった。

【中低濃度タンク(G4 北、G5 エリア)等の撤去】

- ▶ 作業中に解体片等に有意な汚染が新たに検出された場合は、タンク内の人が 触れる可能性がある箇所及び汚染が検出された箇所の近傍の測定を行い、汚 染が局所的か否かの判断を行う。
- ▶ 汚染が局所的ではないと判断された場合は、作業者の装備を見直し、ダスト モニタリングを開始する。
- ➤ G4 北エリア及びG5 エリアタンクの解体作業において、適用する作業管理方法については、仕様書等に記載して、受注者又は実施企業が確実にダスト飛散及び内部被ばくを防止するための管理を実施するようにする。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

資料:

➤ フランジ型タンク撤去に関する補足説明資料 (G4 北、G5 エリアフランジ型 タンク撤去)